平成２４年（フ）第２７号
千葉県富里市七栄85番地17、住民票上の住所　千葉県富里市七栄84番地
債務者　畑　まつよ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３号
千葉県木更津市清見台南５丁目14番14号
債務者　須藤　　毅
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２号
新潟県柏崎市大字藤井761番地１
債務者　赤澤　英二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
新潟県柏崎市西山町大津544番地
債務者　田村　綾子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
愛知県春日井市下市場町１丁目４番地16　サンフローラ春日井101号
債務者　大野　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島60番地１　黒川ビル２Ｄ号室
債務者　エ・シーテックこと　渡邊眞一郎
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７号
名古屋市南区砂口町58番地　コーポ南砂201号
債務者　佐々木順一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
愛知県豊田市西中山町猿田12番地10
債務者　古川　敏江
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29番地265　ヒカリグリーンハイツ３―Ｄ号
債務者　伴野しのぶ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５号
高知県高岡郡日高村下分1075番地ロ
債務者　森本　すみ
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８号
高知県土佐市高岡町乙2793番地５
債務者　井上　敬介
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３号
高知県香美市土佐山田町繁藤771番地２
債務者　西村　靖子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８号
高知市長浜1505番地23
債務者　武市　香織
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３３号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目26番17号　有満ビル202号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目36番５―201号
債務者　松原小百合
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
横浜市青葉区しらとり台11番地16　吾妻荘201
債務者　綾部　武夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７号
静岡市清水区草薙220番地の２　ラ・フォーレヒルズ草薙411
債務者　中澤　昌子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４号
静岡県焼津市駅北３丁目３番１号　トーワハイツ203号室
債務者　飯島　豊一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部